

総務委員会記録

令和7年6月17日開催

- 1 日 時 令和7年6月17日(火) 9:58~10:39
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 武田副委員長
荒谷委員 山崎委員 星加委員 広浦委員 水谷委員
住友進一委員 佐々木委員
- 4 欠席委員 福谷委員長
- 5 議 長 湯浅議長
- 6 傍聴議員 住友利広議員 福島議員 橋本議員 藤本議員
久米議員 奥田議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 平井副市長 東條政策監
篠原政策監 幸泉企画部長 荒井総務部長
川端危機管理部長 東会計管理者 小西消防長
田中消防次長 小杉消防署長
横手秘書広報課長 兼任人事課長
七條企画政策課長 田中DX推進課長 長谷総務課長
石山財政課長 日下税務課長 川田危機管理課長
吉積会計課長 栗本警防課長 武田予防課長
六浦情報管制課長 重田第一消防課長
田上選挙管理委員会事務局長 森口監査事務局長 他
- 8 事務局 佐坂議会事務局長 田上議事課長 谷崎課長補佐
平瀬課長補佐 福岡係長
- 9 傍聴者 0名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

武田副委員長 おはようございます。委員の皆様がお揃いですので、ただ今から総務委員会を開会いたします。

本日、欠席の通知がありましたのは福谷委員長でございます。つきましては、私が代わりに委員長の職務を行わせていただきます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日は総務委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には御参集をいただき、誠にありがとうございます。梅雨入り後、たくさんの雨が降ったわけですが、昨日からは、その豪雨とは打って変わって非常に暑い、本当に熱中症になるのではないかとというぐらい暑い日が続いております。委員の皆様には熱中症等、御注意をされまして、議員活動を進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日、議案につきましては、皆様の活発な御意見をいただきまして、スムーズな進行をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、理事者を代表して岩佐市長に御挨拶をいただきたいと思います。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は総務委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認案1件、令和6年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認案1件、条例の一部改正案2件、条例の廃止案1件、令和7年度一般会計補正予算案1件の計6件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきましては、御審議のうえ御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

武田副委員長 ありがとうございます。

本委員会に付託されております案件は、市長提出議案6件であります。それでは、議案の審議に入ります。

承認第1号 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

武田副委員長 それでは『承認第1号 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。日下税務課長。

【理事者説明 日下 税務課長】

武田副委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、承認第1号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 御異議なしと認めます。よって、『承認第1号 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について』は原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 承 認

承認第3号 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認について（関係部分）

武田副委員長 次に『承認第3号 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認について』のうち、本委員会に関係する部分を議題いたします。承認第3号は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。住友委員。

住友進一委員 2点ほどお願いします。
21ページになりますけども、定額減税補足調整給付金事業の、この5,300万円余りの分が減額になってますけれどもこの説明と、23ページの消防団員の退職報償金、これの1,500万かな、減額になってますけども、この説明をお願いいたします。

武田副委員長 税務課、日下税務課長。

日下 課長 税務課の日下です。住友委員さんの定額減税補足調整給付金の5,354万円の減額について御説明させていただきます。
令和6年度の定額減税における調整給付金事業においては、事業が終了しましたので、給付金が確定しております。当初見込んでいた予算額に対して不用となる額が生じたため、減額補正を行ったものです。
調整給付の実績としましては、対象者としては1万1,588人に確認書を送りまして、締め切りまでに1万782人の方から提出がありまして、4億4,646万円を支給したものでございます。予算額に対して支給額

に合わせるかたちで差引5,354万円を減額しております。以上、お答えとさせていただきます。

武田副委員長 続いて警防課、栗本警防課長。

栗本 課長 消防本部、警防課の栗本でございます。消防費のうち、消防団員退職報償費に係る減額1,500万についての御質問にお答えいたします。

令和6年度当初予算においては、令和7年3月31日付での定年退団者を29人と見込み、その退職報償金として1,873万円を、また、定年外退団者については過去6年間の平均である43人を見込み、1,327万円として計上し、合計で3,200万円を当初予算額として要求しております。

しかしながら、令和7年3月市議会において、安定的な団員数の確保を図るため阿南市消防団員条例の一部改正が行われました。この改正により、団長及び副団長の定年が現行の65歳から70歳に、分団長以下の定年が、現行の60歳から65歳にそれぞれ引き上げられました。その結果、当初、定年退団を予定していた29人のうち、19人が引き続き在職することとなり、これに伴い、該当する退職報償金1,191万5,000円が不用となりました。また、定年外退団者数についても、当初見込みを下回ったことから300万円程度減額が生じたものでございます。以上、御答弁いたします。

武田副委員長 住友委員。

住友進一委員 ありがとうございます。

定額減税の分についても単年度ということなのですが、また7号議案のほうでも説明をいただこうと思っておりますけれども、その関連性というのが何かちょっとよく分からない部分がありますので、単年度事業ということで、資格のある人が1万1,000ちょっとに対して1万700人ぐらいしか申請がなかったということですが、これと、この7年度にまた定額減税の分の予算も組んでおけるようなので、この6年度の補正についてはこれで一応打ち切りということで了解をいたしました。この分と、また7年度の方との兼ね合いについても7号議案のほうで質問をしたいと思っております。

あと、消防団員の退職報償金につきましては、定年の年齢が5歳延ばされたという関係で1,500万円ほど要らなくなったということですが、5年後には、またこの分が上乘せしてくるということになりますので、その辺もちょっと考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

武田副委員長 ほかに質疑ありませんか。佐々木委員。

佐々木委員 住友議員が聞いたのに関連するんですけども、23ページの消防団員の退職報償金についてなんですけど、1人いくらになるんでしょうか、退職報償金。それと、その退職報償金をもらう規定ですね、というのを教えてください。あと、もらわなかった人もいるってさっき言うてましたけども、例えば登録しとったら在職しとるってことになるのか、活動を必ず何回か

出ていくとかいう、そういう決まりもあるのかとかいうのがあれば教えてください。

武田副委員長 栗本警防課長。

栗本 課長 退職報償金の支給額についてお答えいたします。退職報償金については5年以上消防団員に在職してくれた方に支給されることになっており、5年区分に退職報償金の額が決まってきます。また、階級によっても退職報償金が区分されております。階級にあつては団長から団員までありまして、一番退職報償金の少ない5年以上団員の方で、5年以上10年未満の方で20万円。団員の方で、30年以上であれば68万9,000円。また、団長で30年以上務められる方には97万9,000円支給されることになっております。また、新たに35年の区分も開設されており、退職報償金35年以上の区分もつけ加えられております。以上、御答弁とさせていただきます。

武田副委員長 佐々木委員。

佐々木委員 在職しとったら対象になるんですかね。活動に出ていくとかいうのは、地域の市民にとってもちろんすごく頼りにしているわけですけども、この退職報償金とかいう規定の中においては活動に出ていく回数とか、そういうのは別に含まれてはないんですかね。

武田副委員長 栗本警防課長。

栗本 課長 災害における活動費についてなんですけれども、退職報償金とは別に、活動1日につき8,000円の上限として、また、退職報償金とは別に活動費のほうも支給されております。

また、年額報酬についても階級ごとに、団長から団員までの区分においてそれぞれ、団長にあつては8万2,500円、団員にあつては3万6,500円というふうに年額報酬のほうは支給されております。以上、御答弁とさせていただきます。

佐々木委員 分からない点もありましたが、御答弁いただきましてありがとうございます。結構です。

武田副委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 御異議なしと認めます。よって、『承認第3号 令和6年度阿南市一般

会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認について』のうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり承認

第2号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

武田副委員長 次に『第2号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。長谷総務課長。

【理事者説明 長谷 総務課長】

武田副委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

武田副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

武田副委員長 御異議なしと認めます。よって、『第2号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第5号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

武田副委員長 次に『第5号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』を議題とします。理事者の説明を求めます。栗本警防課長。

【理事者説明 栗本 警防課長】

武田副委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 御異議なしと認めます。よって、『第5号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第6号議案 阿南市公共用施設維持基金条例の廃止について

武田副委員長 次に『第6号議案 阿南市公共用施設維持基金条例の廃止について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。七條企画政策課長。

【理事者説明 七條 企画政策課長】

武田副委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。広浦委員。

広浦 委員 教えていただきたいんですけども、これ、もうゼロになったということでしょうか。

武田副委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 広浦議員さんの御質問にお答えします。
6年度末をもって残高がゼロとなりました。以上です。

武田副委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。令和6年3月末で1,700万あったんですけども、最後の年にどのように使われたのでしょうか。

武田副委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 お答えします。令和6年で、大きいところで申し上げますと、阿南市の羽ノ浦公民館の外部改修工事に1,157万円、ほかは、阿南市の科学センターの天体ドームの保守点検とかサーバー機の購入とかとなっております。以上、お答えいたします。

武田副委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。じゃあ、もう今後は、この基金なくなったんですけれども、今後また同じような施設で修繕とかの場合はどのように対応されるのでしょうか。

武田副委員長 七條企画政策課長。

七條 課長 お答えします。今後の施設の補修等に当たりましては、公共施設等適正管理推進事業債の活用などをはじめ、各種補助金の活用について検討を行うなど、適切に維持管理を務めてまいります。以上、お答えとします。

武田副委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。以上です。

武田副委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 御異議なしと認めます。よって、『第6号議案 阿南市公共用施設維持基金条例の廃止について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第7号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第1号）について

武田副委員長 次に『第7号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第1号）について』のうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第7号議案は全

員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。住友委員。

住友進一委員 先ほども少し申し上げましたけれども、6年度の補正の部分と、今度、新しく7年度の補正の部分でちょっと分からないところが、関連があるんだらうと思うんですけども。

15ページの税務総務費の部分で、定額減税不足額給付金というのが2億8,200万円余りありますけれども、これの説明をまずお願いしたいと思います。

武田副委員長 日下税務課長。

日下 課長 税務課の日下です。今年度の不足額給付事業につきましては、6年度に実施した定額減税補足調整給付に関連して実施するものでございます。令和6年度の定額減税では、納税者本人及び扶養親族1人につき6年分所得税から3万円、令和6年度住民税から1万円、合計で1人当たり最大4万円が減税されました。また、減税額が実際の税額を上回る場合に控除しきれなかった分について、定額減税補足調整給付金として給付を行っております。

昨年度の調整給付金は令和5年分の所得をもとにした令和6年分推計所得額を用いて算定しましたが、今年度、令和6年分の所得税と定額減税の実績額が確定し、昨年度の調整給付との間に差額が生じた場合、その不足分を不足給付として追加で支給いたします。

具体的には、5年分所得に比べて6年分所得が減少した場合や、6年中に扶養親族が増加した場合など、当初の給付額では足りない分が発生することがあります。この不足分を1万円単位で切り上げて給付いたします。なお、納税義務者本人の合計所得金額が1,800万円を超える場合は対象外となります。

それで、本市ではこうした条件に該当する対象者を約8,800人、給付額を2億8,000万円と見込んでおります。ただ、今後、実際の給付額の算定は国から提供される算定ツールを使用し、基準日において再度、計算し直すため、今後、変動する可能性がございます。以上、お答えとさせていただきます。

武田副委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。何か、聞いてもよく分からなかったですけども。先ほどの、6年度の方では対象が1万1,000人ぐらいっていうお話の中で、今度、7年度の方については8,800人ぐらいという、対象がなるとということ。その辺の関係もちょっとよく分からない部分があるんですけども。過不足が生じるように、できるだけ速やかに給付してあげたらいいかなと。

これ、多分、個人的に過不足があるかないかっていう部分について、確認する方法って何かあるんでしょうか。

武田副委員長 日下税務課長。

日下 課長 実際の給付事務につきましては、該当者には市のほうから確認書を送付させていただきますので、それで確認書を返送していただいたら給付の対象となります。できるかぎり市のほうで所得とか収入等を確認したかたちで確認書というようなかたちでの送付を心掛けたいと考えております。以上、お答えいたします。

武田副委員長 住友委員。

住友進一委員 ありがとうございます。その通知っていうのはいつ頃発送というように考えてますか。

武田副委員長 日下税務課長。

日下 課長 8月の中旬を目途に、対象者へ支給確認書等を送付する予定でございます。

武田副委員長 住友委員。

住友利広委員 ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

武田副委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第7号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

武田副委員長 御異議なしと認めます。よって、『第7号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算(第1号)について』のうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

武田副委員長 以上で総務委員会に付託されました全ての案件の審査が終わりました。閉会に当たり市長から御挨拶を受けたいと思います。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。審議の中でいただきました御意見、また御提言につきましては今後の市政運営に活かし

てまいりたいと存じます。本日は誠にお世話になりました。ありがとうございました。

武田副委員長 これをもちまして、総務委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

閉 会 10:39
